

## 匿名加工情報の作成および第三者提供について

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)では、個人情報を使用して匿名加工情報<sup>\*</sup>を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供方法について公表することとされております。

当組合は、保有する個人情報を匿名加工し、加入者の健康の保持増進、生活習慣病予防等のための保健事業のために利用するほか、第三者の他健保に対するベンチマークサービスの提供および第三者の商品・サービスの充実のために第三者に提供することを目的として利用します。

提供に当たっては、個人情報保護法に基づき、個人が特定されない形で匿名加工情報を作成しておりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

※匿名加工情報とは、個人情報を加工して、通常人の判断をもって、個人を特定することができず、かつ、加工する前の個人情報へと戻すことができない状態にした情報のこと。

### 1. 匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目

- ・性別
- ・生年月
- ・医療保険の資格情報(加入時期、脱退時期、本人・家族区分等)
- ・診療報酬請求書の情報
- ・健診・保健指導の情報

### 2. 匿名加工情報の提供方法

セキュリティが担保された電子的な手段または配送サービスを用いて提供